預金商品の概要

令和7年3月1日現在

	一					
1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(大口定期預金)					
2. 販売対象	・法人および個人の方					
3. 期間	・定型方式					
	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年					
	・満期日指定方式					
	1か月超10年未満					
	・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取					
	扱いができます。					
4. 預入						
(1)預入方法	・一括預入					
(2)預入金額	・1,000万円以上					
(3)預入単位	・1円単位					
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。					
6. 利息						
(1)適用金利	・固定金利					
	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。					
(2)利払方法	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。					
	・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの					
	間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払い					
	ます。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその					
	中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算					
(2) 計算十分	します。					
(3)計算方法 7. 税金	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算					
1. 作立 	・個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(注)がかかります。 (注) 平成25年1月1日から全和10年12月21日までの関に支払われる利息には復					
	(注)平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復 興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税					
	契行別別信税が追加課税されるだめ、20.313%(国税15.313%、地方税 5%)の税金がかかります。					
	・法人は総合課税となります。					
8. 手数料	——————————————————————————————————————					
9. 付加できる特約	- ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率					
事項	は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)					
10. 中途解約時の取	・満期日前に解約する場合は、別表の期限前解約利率および預入日から解約日の前					
扱い	日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利					
	息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。					
11. 金利情報の入手	・金利はホームページまたは窓口へご照会ください。					
方法						
12. 苦情処理措置・	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本					
紛争解決措置	部、リスク管理統括部お客様相談担当(9時~17時、電話:04					
	2-972-8176) にお申し出ください。					
	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会					
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-					
	3581-2249)、埼玉弁護士会(電話:048-710-566					
	6)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利					
	用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お					
	客様相談担当もしくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:0					

	-					
	3-3517-5825) までお申し出ください。また、お客さまか					
	ら上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直					
	接申し出いただくことも可能です。					
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用					
	いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁					
	護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い					
	共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会					
	に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは東京					
	三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国					
	しんきん相談所にお問合せください。					
13. その他参考とな	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算し					
る事項	ます。					
	・預金保険制度の対象となります。					
	預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金					
	庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して					
	1,000万円までとその利息が保護されます。)					

飯能信用金庫

別表

約定期間 預入期間	1か月以上1年	2年	3年	4年
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
1年以上1年6か月未満		解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
1年6か月以上2年未満		解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
2年以上2年6か月未満			解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
2年6か月以上3年未満			解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
3年以上4年未満				約定利率×80%

約定期間	- 6-		
7E 7 Hu III	5年	7年	10年
預入期間			
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
1年以上1年6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
1年6か月以上2年未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
2年以上2年6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
2年6か月以上3年未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
3年以上4年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	解約日における普通預金利率
4年以上5年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%
5年以上6年未満		約定利率×80%	約定利率×50%
6年以上7年未満		約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上8年未満			約定利率×70%
8年以上9年未満			約定利率×80%
9年以上10年未満			約定利率×90%